

別添資料

別添資料 1 上位計画・関連計画の概要

1 上位計画

(1) 京都市基本構想（平成 13 年（2001）～平成 37 年（2025））

京都市は、昭和 53 年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。この理想を実現するために、21 世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成 11 年（1999）に策定し、市政の基本方針を示している。

同構想の基調テーマは「くらしに安らぎ まちに華やぎ 信頼で築く 21 世紀の京都」となっており、主語は「わたしたち京都市民」となっている点が特徴である。

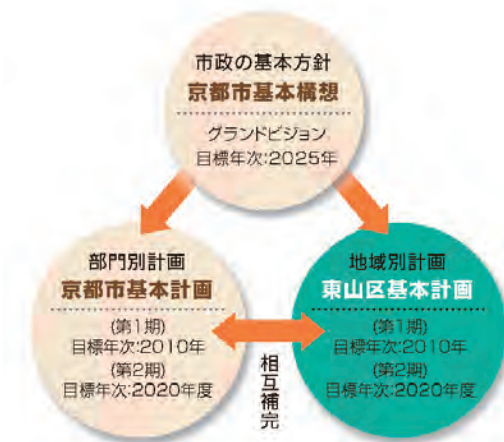


図 1 京都市基本構想及び基本計画の位置付け

出典：東山区基本計画第 2 期

第 2 章 市民のくらしとまちづくり

第 3 節 まちの基盤づくり

これらの市民のくらしや、京都においてなされる、あるいは京都を発信地としてなされる諸活動を円滑に行えるようにするには、生活の利便性・快適性に優れ、生活に潤いのある住み心地のよいまち、多様な経済・文化活動を支える基盤のしっかりしたまちをつくっていかねばならない。そのために、環境への負担軽減に十分配慮しつつ、都市の骨格となる交通軸など、ひとやものの円滑な流れを支える安全・快適な交通体系をはじめ、公園・緑地、教育・文化・スポーツ施設、住宅・住環境、河川、上下水道などの基盤を整備するとともに、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守り、山林や農地の保全を図る。同時に、多様な情報資源を多くの市民が共有するとともに、世界に向けて積極的な情報発信ができるよう情報関連産業を活性化させ、流動化し進化し続ける通信や放送分野のデジタル化の動きにも十分に対応できるまちをつくる。

また、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める。永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓ろく部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める。そして南部は、高度集積地区を中心に、21 世紀の京都の新たな活力を担う創造のまちづくりに努める。このような大きな枠組みのなかで、それぞれの地域において市民が日常的な生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく。

言うまでもなく、こうしたまちづくりは、市域を越え、周囲の隣接社会とよく協力してこそ実行できる。関西のなかの京都、日本のなかの京都、そして世界のなかの京都を強く意識しながら、わたしたちはこのまちづくりを進める。

出典：京都市基本構想、関連箇所に下線

（２）京都市基本計画（平成 23 年度（2011）～平成 32 年度（2020））

「京都市基本構想」を具体化するために、第 2 期の「京都市基本計画」として、平成 23 年度（2011）からの 10 年間を計画期間とした「はばたけ未来へ！ 京プラン」を策定している。ここでは、10 年後の京都の未来像を示すとともに、市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。

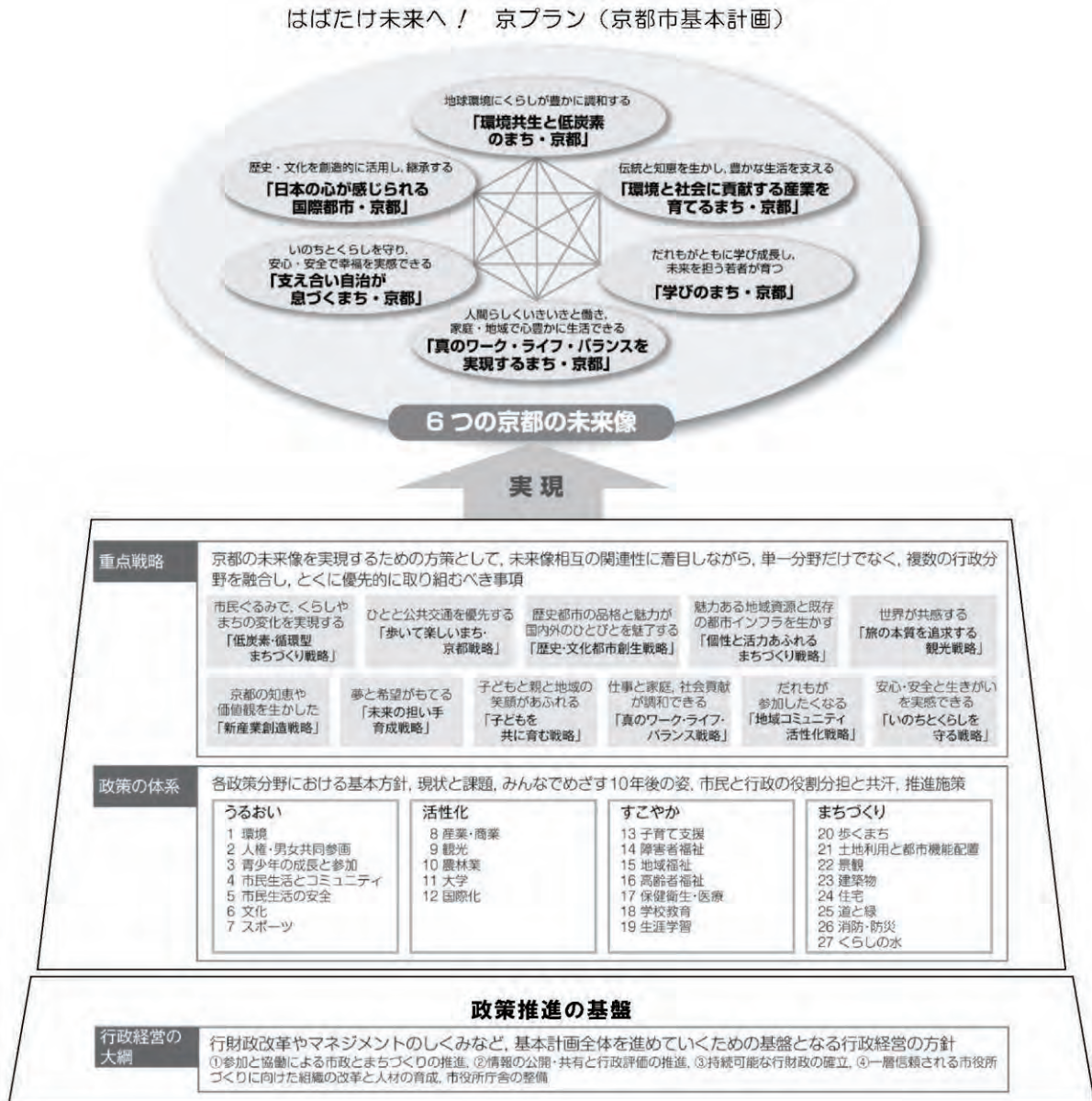


図 2 京プランの構成

出典：平成 25 年度（2013）京都市基本計画実施状況（報告）京都市総合企画局

京都市基本計画では、京都の未来像を実現するための方策として、未来像相互の関連性に着目しながら、単一分野だけでなく、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むべき 11 の重点戦略を設定している。

11 の重点戦略

- ・市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」
- ・ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」
- ・歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」
- ・魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」
- ・世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」
- ・京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」
- ・夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」
- ・子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」
- ・仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」
- ・だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」
- ・安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」

出典：「京都市基本計画」（平成 23 年度（2011）～平成 32 年度（2020））、関連箇所に下線

（３）東山区基本計画（平成 23 年（2011）～平成 32 年（2020））

東山区では、平成 23 年度（2011）から 10 年間のまちづくりの指針となる東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2020」を平成 23 年（2011）1 月に策定している。

まちづくりのキャッチフレーズは「山紫水明の都 結び合う心 東山の未来」としており、未来像の 1 つとして「緑と清流，風情ある町並みが，心にも環境にもやさしいまち・東山」を掲げている。

まちづくりの理念

- 高い誇りをもって、「守るべきことは頑なに保守」し、
- 鋭敏な感性で、「変えるときは大胆に変革」し、
- 培ってきた知恵で、「時勢に応じて創造」することを基本姿勢として、まちづくりを進めます。

未来像とまちづくり方針、重点プロジェクト

4 つの未来像とその実現に向けたまちづくりの方針を掲げ、特に優先的に取り組む重点プロジェクトを積極的に進めます。

未来像 1 「緑と清流，風情ある町並みが，心にも環境にもやさしいまち・東山」	◎まちづくり方針 「木と水の文化の推進」 ★重点プロジェクト 1 「自然で紡ぐ文化再生プロジェクト」
未来像 2 「ゆっくりした時間と奥深く魅力のある空間が広がり，五感が洗練されるまち・東山」	◎まちづくり方針 「クルマ依存型社会からの脱却」 ★重点プロジェクト 2 「歩いて楽しい東山プロジェクト」
未来像 3 「地場産業が元気で，人のにぎわいがあふれるまち・東山」	◎まちづくり方針 「経済活動と市民生活の調和」 ★重点プロジェクト 3 「ほんもの産業のまちプロジェクト」
未来像 4 「世代を超えて互いを認め合い，支え合うまち・東山」	◎まちづくり方針 「多世代共助社会の実現」 ★重点プロジェクト 4 「東山『育まち』プロジェクト」

出典：東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2020」より作成

2 関連計画

(1) 京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010）～平成 37 年（2025））

京都市では、大切な緑を守り増やし、緑あふれるまちを実現するため、緑の総合計画である「京都市緑の基本計画（平成 11 年（1999）2 月策定、平成 22 年（2010）3 月改訂）」を策定し、これまでに様々な取組を進めている。同計画における緑の配置方針図では、円山公園は「拠点となる緑（既存）」として位置付けられており、まとまった面積で残されてきた緑環境として高く評価されている。

○キャッチフレーズ 「きょうからつなぐ 地球のみどり」

○目標年次 2025 年（平成 37 年）

○基本理念

- (1) 地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる。
- (2) 歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる。
- (3) 緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる。

○基本方針

- (1) 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント～地球温暖化対策を推進し、京都の歴史的景観を守り、育てる～
- (2) 市街地の緑の保全、創出、活用～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～
- (3) 水と緑のネットワークづくり～生態系ネットワーク、風の道を創出する～
- (4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり～京都力を結集し、かけがえのない緑を未来へ継承する～

出典：京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010）3 月）、関連箇所を下線

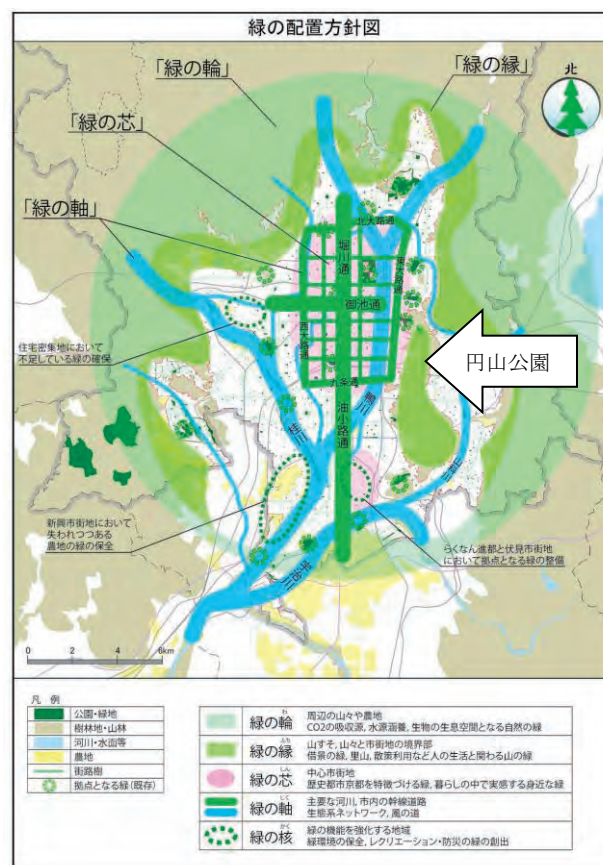


図 3 緑の配置方針図

出典：京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010）3 月）に加筆

（２）京都市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012）～平成 37 年（2025））

京都市では、これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた、便利で暮らしやすく、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を目指した新たな「京都市都市計画マスタープラン」を策定している。

同計画では「京都の魅力を高める土地利用」として「京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導する」としている。

第 4 章 全体構想 ～都市計画の方針～

第 1 節 土地利用

5 京都の魅力を高める土地利用

①国際文化観光都市としての土地利用の誘導 世界に誇る京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導します。

【具体的な方針】

- ア 既存の良好な歴史・文化資源を維持します。また、京町家等の歴史的な建築物が建ち並ぶ地域においては、町並みを維持しつつ、防災性能の向上を図ります。
- イ 重要な歴史・文化資源や市街地内の緑の周辺地の保全を図る仕組みづくりを検討します。
- ウ 観光振興や MICE の活用による国際集客都市を目指し、宿泊機能等の立地誘導や充実を図ります。
- エ 公共交通ネットワークと一体となった宿泊機能や観光サービス機能の充実を図ります。
- オ 祇園界隈では、歴史環境に配慮した京都らしい商業サービス機能の充実を図ります。
- カ 八坂、清水等の社寺周辺などでは、京町家など伝統的な建築物や町並みとの調和に配慮した観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の充実を図ります。
- キ 嵐山周辺では、周囲の住環境に配慮しつつ、観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の誘導を図ります。
- ク 国立京都国際会館周辺では、周辺環境に配慮しつつ、MICE 機能・国際交流機能の充実を図ります。
- ケ 岡崎地域では、優れた都市景観・環境の保全・継承に配慮しつつ、京都会館等の MICE 機能・国際交流機能の充実や、京都市動物園などのレクリエーション機能、京都市美術館などの文化機能の充実を図るとともに、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の促進など、環境モデル都市を牽引する取組を進めます。
- コ 京北地域や鞍馬、大原、花脊、久多等をはじめとする観光資源の豊富な農山村集落では、自然環境との調和に留意した観光・レクリエーションなどの交流の場としての活用等について検討します。

出典：京都市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012）2 月）、関連箇所を下線

上記の都市計画マスタープランに基づき、12 の地区・地域（平成 25 年（2013）7 月 4 日現在）において「地域まちづくり構想」が策定されており、円山公園周辺では「祇園四条地区」（平成 24 年（2012）12 月 27 日）が策定され、「八坂神社門前にふさわしい美しさ、清々しさ」が感じられる市街地環境の形成を図るとしている。

まちづくりの理念・基本的な考え方

京都を代表する幹線道路沿道の中心商業・業務地区として、高質な商業・文化・観光機能の誘導を図るとともに、八坂神社門前にふさわしい美しさ、清々しさを感じられる、歩いて楽しい市街地環境の形成を図ります。

地域の目標・将来像

地域のまちづくりビジョンのテーマである「日本の美意識と出会えるまち」、「清々しき参道」の実現に向け、以下に示す 5 つのまちづくりの方針を掲げ、まちづくりに取り組みます。

○方針 1 「八坂神社の参道」に相応しい晴れがましさを感ずるまち

八坂神社の参道であり、又、祇園祭の舞台でもある当地区において、高質な商業・文化・観光機能を誘導するとともに、良質な環境と景観を有する魅力的な歩行者空間の形成を目指します。

- 方針2 「ほんもの」だけが持つ心地よさが味わえるまち
- 方針3 「心と心のやりとり」の場に相応しい美しさを磨き上げたまち
祇園がこれからも魅力的なまちであり続けるために、他にはない商品の提供や一級品のもてなし・サービスに取り組み、様々な方が集い、交流する場となることを目指します。
- 方針4 「商道德」に裏打ちされた奥ゆかしさに溢れるまち
京都を代表する幹線道路沿道の中心商業・業務地区として、まちが賑わい、商いが繁盛するのみならず、祇園を誇れるよう徳を積むことにより、奥ゆかしさに溢れるまちを目指します。
- 方針5 「祇園の老舗」が守ってきたまちの仕来り・祇園祭に一致団結するまち
これまで祇園が積み重ねてきたまちの仕来りを守り、祇園祭の舞台として、地域に深く根付いたまちを目指します。

地域のまちづくりの方針

- 方針1 建築物の用途の制限による建築物の整備・誘導
建築物の用途の制限により、清々しい参道を目指す本地区にふさわしい建築物の整備・誘導を図ります。
- 方針2 四条通の歩道における快適な歩行者空間の確保
四条通の歩道については、快適な歩行者空間の確保を図ります。
- 方針3 四条通沿道の1階部分における店舗の立地誘導
四条通沿道の1階部分については、物品販売業や飲食業を営む店舗の立地誘導を図ります。
- 方針4 八坂神社参道にふさわしい景観の形成
四条通沿道の建築物等の形態・意匠・色彩等について適切な誘導を図ることにより、八坂神社参道にふさわしい景観形成を図ります。

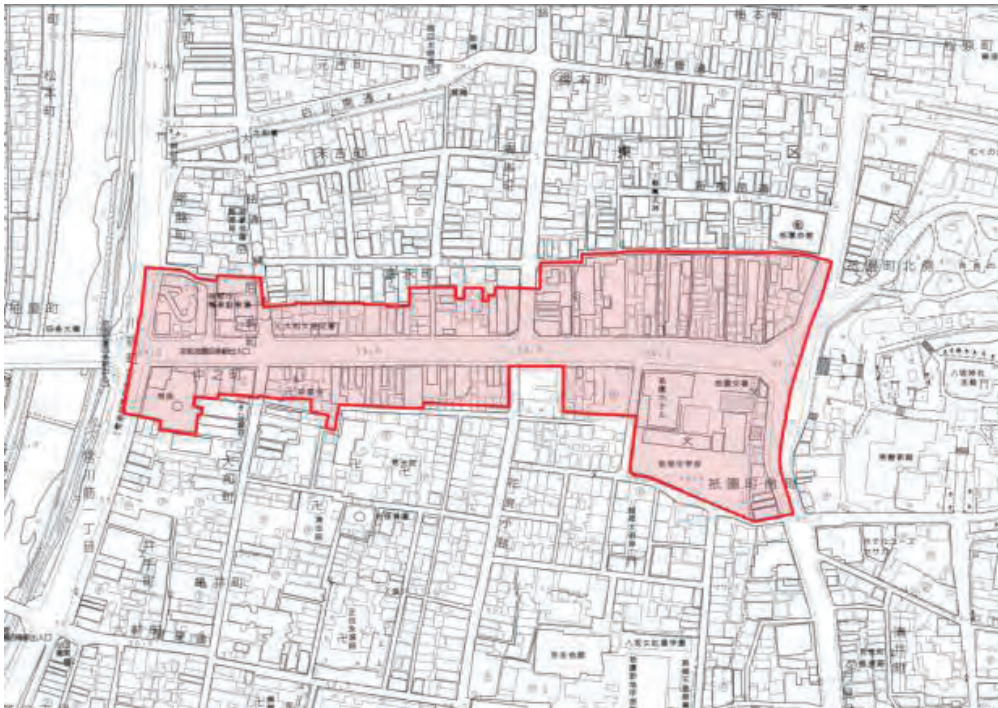


図4 「祇園四条地区」の範囲

出典：地域まちづくり構想，祇園四条地区

（３）歴史的風致維持向上計画（平成 21 年（2009）～平成 32 年（2020））

京都市では、平成 20 年（2008）に制定された地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく計画であり、京都の歴史的風致の維持・向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、平成 21 年（2009）に「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定している。

同計画では、文化財周辺の歴史的資産である公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進するために、歴史的風致維持向上施設である都市公園円山公園において平成 28 年度から実施予定である「名勝円山公園再整備（修復）事業」を歴史的風致の維持向上に寄与する取組に追加している。

第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

（２）基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりを推進する。
- オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

第 7 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

（９）都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
名勝円山公園整備（修復）事業	H28～H30	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

（事業主体）京都市

（事業区域）円山公園

（事業内容）

明治 19 年（1886）に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成 28 年に開園 130 年を迎える。同公園は昭和 6 年（1931）に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成 32 年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成 30 年度の完成に向けて平成 28 年度より測量設計、再整備（修復）工事を行う。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜と共に市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

出典：京都市歴史的風致維持向上計画（平成 27 年（2015）3 月）より抜粋

別添資料 2 周辺地域の自然的条件

(1) 地形

名勝円山公園は、京都盆地の概ね標高 50m から 60m のなだらかな起伏に位置しており、西には鴨川を望み、東には東山が接している。

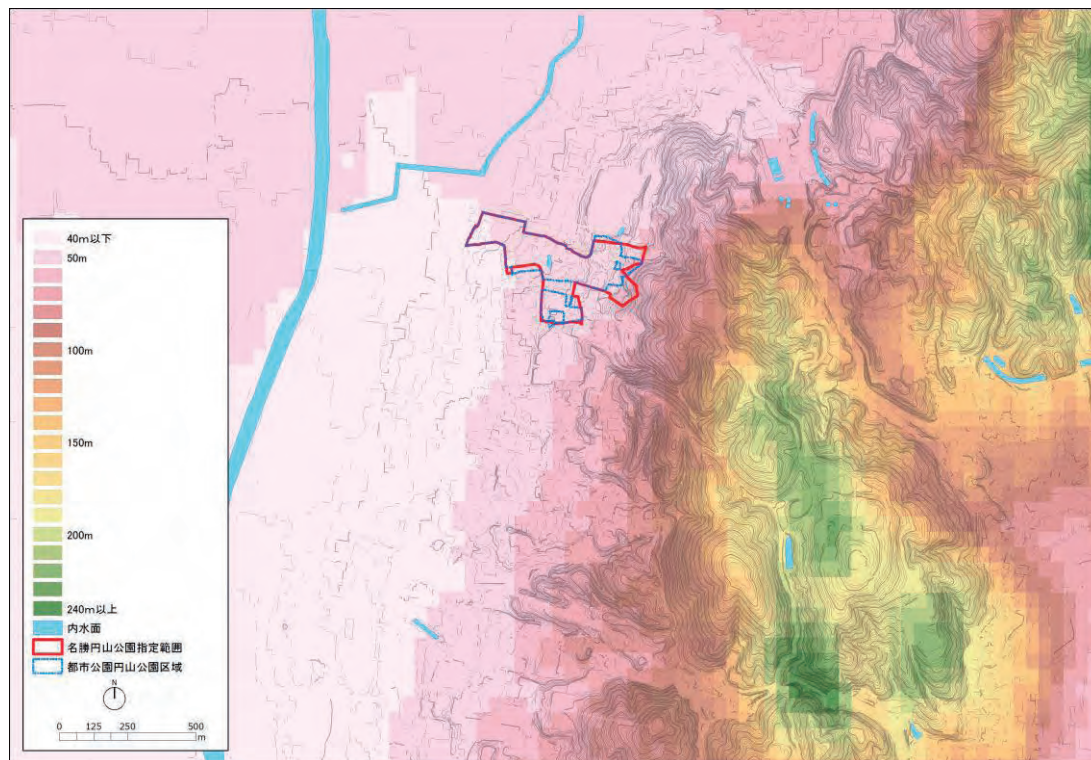


図 5 名勝円山公園の地形

出典：京都市資料を基に作図

(2) 地質

京都盆地の地質分布をみると、盆地周囲の山塊は主として丹波層群と呼ばれる中生代層よりなり、砂岩、頁岩、チャートなどよりなる。盆地北東部には中生代の白亜紀後期に形成された花崗岩類が分布し、白川花崗岩と呼ばれる。盆地の地下に伏在する基盤岩はこれらの2種類で、とくに丹波層群が優勢的であると推定される。盆地縁辺部の丘陵には、新第三紀から第四紀にかけて堆積した大阪層群が分布する。この地層は砂礫、砂、粘土などの互層よりなり、特徴的な海成粘土層や火山灰などが挟まれている。地表付近は、数万年前以降に堆積した新しい地層で覆われており、盆地北部では扇状地性のおもに砂礫よりなる粗粒堆積物が優勢であり、南部では粘土・シルトが卓越する湿地性の細粒堆積物が優勢となる。また、盆地の縁辺部は花折断層や西山断層群をはじめとする活断層で限られている。図 6 では、名勝円山公園周辺を見ると、新生代の段丘堆積物 (td) と区分されている。

さらに範囲を拡大すると、指定区域の北側は「礫・砂及び泥 (tm2)」, 南東側が「礫、砂及び泥、海成粘土層を含む (0u)」や「岩屑及び礫 (t)」に区分されており、いずれも新生代の地層となっている。

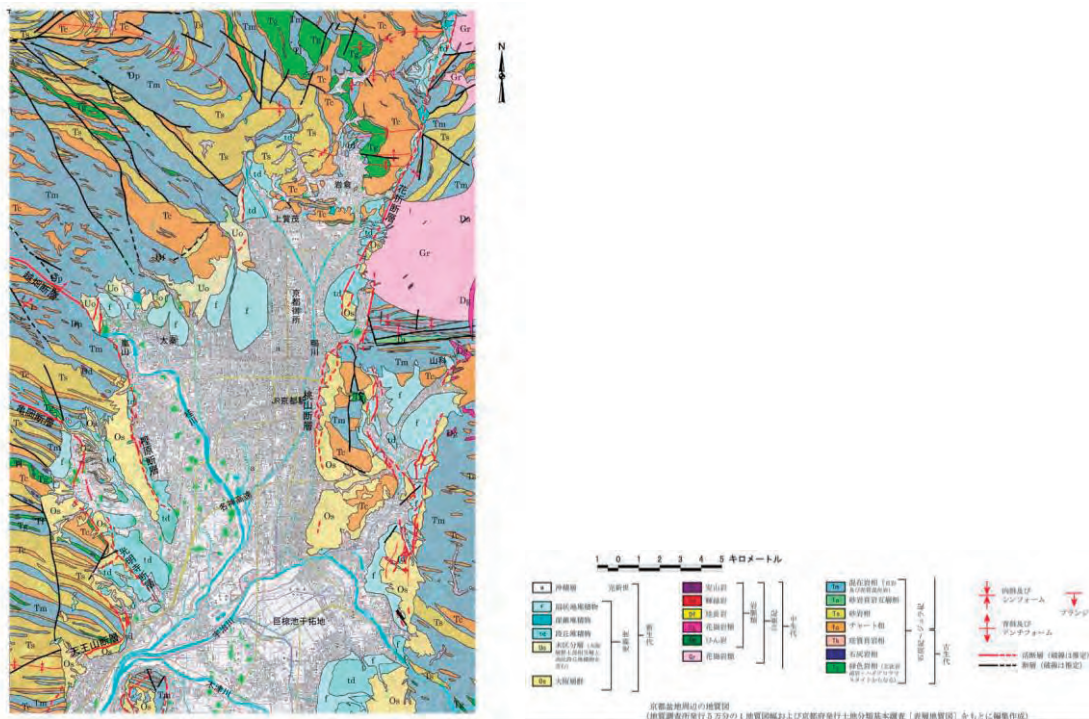


図 6 京都盆地の地質

出典：平成 10 年度（1998）地震関係基礎調査交付金 京都盆地の地下構造調査報告書（京都市）

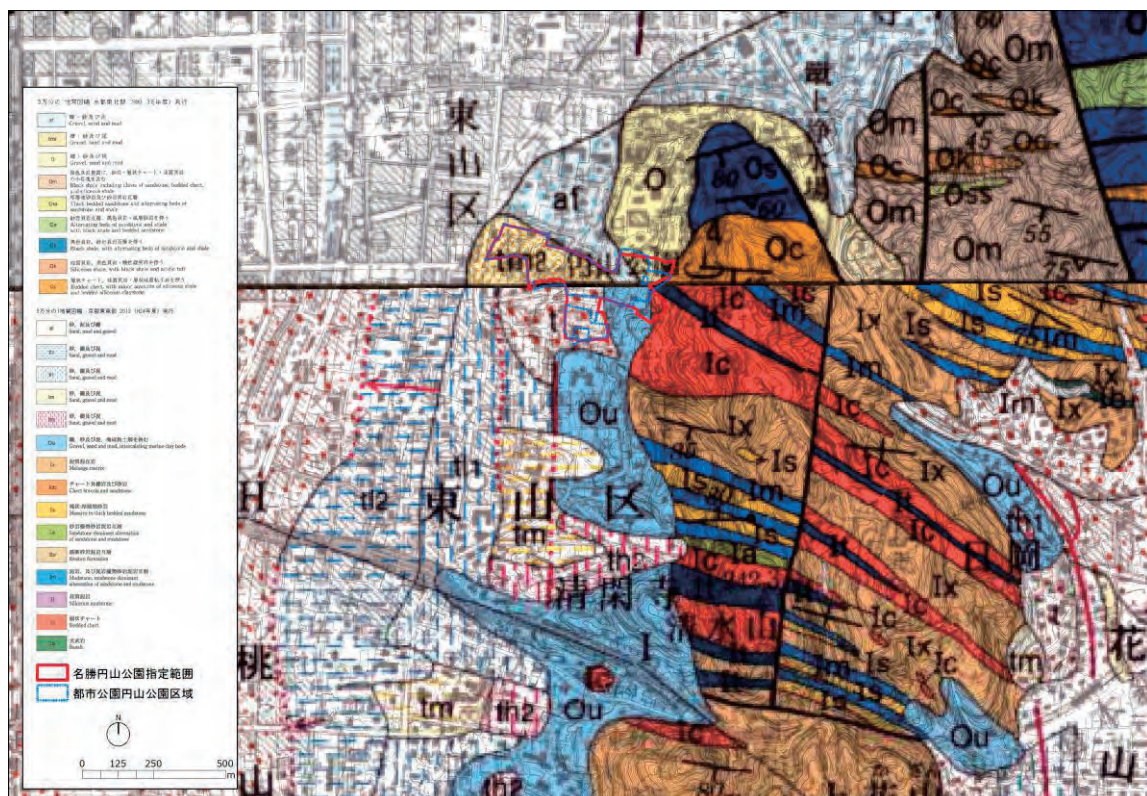


図 7 名勝円山公園の地質

出典：「5 万分の 1 地質図幅—京都東北部（平成 10 年度（1998））」及び「京都東南部（平成 24 年度（2013））」
いずれも地質調査総合センター発行より作成

別添資料 3 古写真等

京都市が所蔵している円山公園に関する古写真等のうち、撮影時期が明確な古写真等は次頁のとおりである。



001明治初年撮影その1



002明治初年撮影その2



003明治初年撮影その3



004明治初年撮影その4



005明治8年撮影



006明治19年撮影



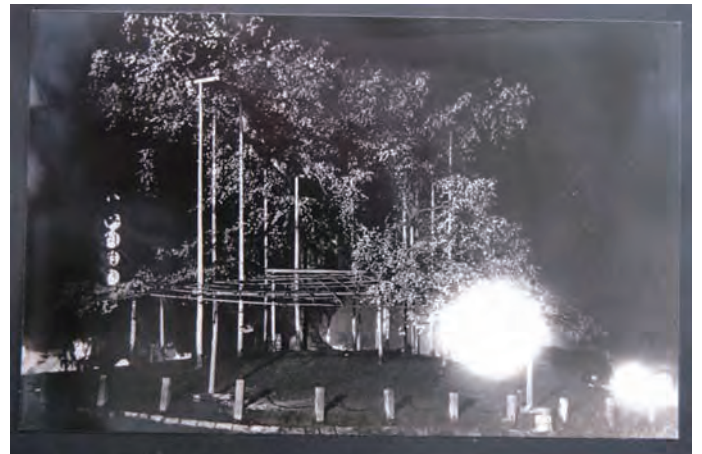
007明治30年撮影



008明治42年撮影



009大正2・3年撮影



010大正10年撮影



011大正13年撮影



012大正14年撮影



013昭和4年撮影



014昭和6年撮影その1



015昭和6年撮影その2



016昭和6年撮影その3



017昭和8・9年撮影その1



018昭和8・9年撮影その2



019昭和8年撮影その1



020昭和8年撮影その2



021昭和9年撮影その1



022昭和9年撮影その2



023昭和10年撮影その1



024昭和10年撮影その2



025昭和11年撮影その1



026昭和11年撮影その2



027昭和12年撮影その1



028昭和12年撮影その2



029昭和13年撮影その1



030昭和13年撮影その2



031昭和14年撮影



032昭和15年撮影



033昭和17年撮影その1



034昭和17年撮影その2



035昭和17年撮影その3



036昭和17年撮影その4



037昭和17年撮影その5



038昭和17年撮影その6



039昭和22年撮影



040昭和24年撮影



041昭和28年撮影その1



042昭和28年撮影その2



043昭和29年撮影その1



044昭和29年撮影その2



045昭和29年撮影その3



046昭和29年撮影その4



047昭和29年撮影その5



048昭和30年撮影その1



049昭和30年撮影その2



050昭和30年撮影その3



051昭和32年撮影その1



052昭和32年撮影その2



053昭和32年撮影その3



054昭和33年撮影その1



055昭和33年撮影その2



056昭和33年撮影その3



057昭和33年撮影その4



058昭和33年撮影その5



059昭和34年撮影その1



060昭和34年撮影その2

別添資料 4 主な現況

(1) 名勝指定時の状況や作庭意図とのかい離

- ・ 1-a 園路の舗装や階段踏面、橋の木化粧部等の破損がみられるため補修が必要である。



○階段踏面部のモルタルの剥離



○滝口の木橋の破損

- ・ 1-b 流れ護岸の植栽が繁茂し、名勝指定当時の園路との連続性が失われているため、剪定や間伐等の植栽管理が必要である。



○園路との連続性が失われた沢飛び石



○園路との連続性が失われた流れ並びに護岸石積み



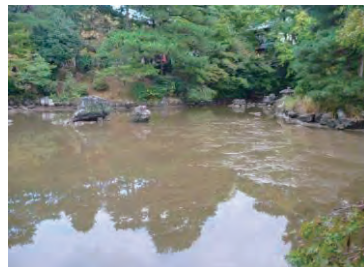
- ・ 1-c 護岸石組みの空隙や、護岸石根入部の露出など、名勝指定時の状況とのかい離が確認できるため、再整備（修復）が必要である。



○樹木の根による空隙ができた
護岸石積み



○ひょうたん池護岸石根入れ部の露出



- ・ 1-d ひょうたん池には、ゴミや落ち葉、土砂の流入によりごりがみられるため、浚渫などにより水辺環境の改善が必要である。



○ひょうたん池の水のごり



○ポンプ施設周辺に溜まる落ち葉

- ・ 1-e 7代目植治が主に改良工事を行った園池の再整備（修復）を行うにあたっては、その内容を判断するための指標が必要である。

（２）公園施設のき損、老朽化

- ・2-a 四阿やベンチ等の休憩施設に、き損・老朽化が発生しているため、修復が必要である。



○四阿の土壁の落書き



○ベンチの老朽化



- ・2-b 表土の流出が発生し、電線管の露出がみられることから、表土流出箇所の修復を行う必要がある。



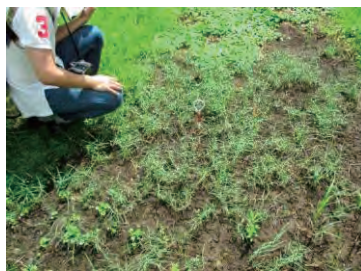
○ポンプ施設と表土の流失により露出した電線管

（３）樹木の繁茂による修景物の視認性の悪化

- ・3-a 流れに土砂が堆積し、地被・実生木が繁茂しているため、土砂を撤去するとともに、地被・実生木の除去が必要である。

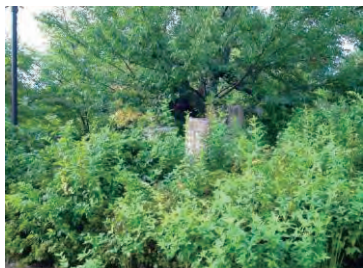


○流れにおける地被の繁茂



○流れへの土砂堆積

- ・3-b 中木・低木が繁茂し、景石、歌碑などが隠れる部分があるため、中木・低木を適正な樹高や密度に管理し、見通しや視認性の向上が必要である。



○樹木が繁茂し視認性が悪化している石造物

（４）植栽の枯死や生育不良

- ・4-a 日照不足により林床の地被類が衰退することで表土の流出が発生し、樹木の根上りがみられることから、表土流出箇所の修復を行う必要がある。



○市民の森の樹木根上り



○園路沿いの樹木根上り

- ・4-b サクラは、踏圧による土壌の固結が発生している箇所あり、一部では樹勢の衰えが確認されるため、樹勢回復に向けた取組が必要である。



○サクラ周辺の踏圧による土壌の固結



○サクラの樹勢回復措置

- ・4-c モミジ、サルスベリは、根上りが発生している箇所が確認されるため、土壌改良が必要である。



○サルスベリの根上り箇所

(5) 植栽管理の現況

- ・ 5-a 植栽管理の基盤となる樹木台帳や位置図を随時更新し、実態を把握する必要がある。
- ・ 5-b 魅力ある植栽管理を行えるよう剪定や間伐等の植栽管理基準づくりの検討が必要である。
- ・ 5-c 園地及び流れ沿いのマツやサクラなどの枯損等、名勝指定時からの植栽景観の変容が想定されるため、後継樹の植栽や樹勢回復など、定期的な植栽管理に取り組む必要がある。



○流れ沿いの樹木の繁茂による視認性の悪化 → ○植生管理による視認性の確保



○ひょうたん池築山の樹木の繁茂による視認性の悪化 → ○植栽管理による視認性の確保

- ・ 5-d 樹勢回復措置など、適切な植栽管理を実施できるよう、必要に応じて樹木医等、専門家への相談が必要である。
- ・ 5-e 樹木の高木化が進んでおり、植栽管理にあたって高所作業車両の乗入れルート確保が必要である。

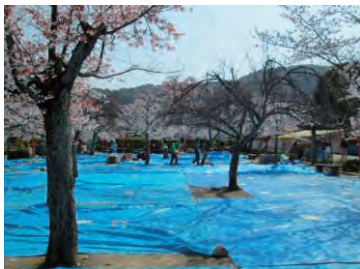
（６）来訪者への対応状況

- ・ 6-a 公園利用者のニーズに応じた公園利用を促進できるよう，利用実態の把握が必要である。
- ・ 6-b 花見時など行催事の際の縁台や提灯等が任意に設置され，催事後も存置されている箇所が見られるため，適切な対策の検討が必要である。



○便益施設の設置状況

- ・ 6-c 花見時のブルーシート使用を，景観との調和・サクラの根への配慮等の観点から禁止し，管理事務所よりゴザの貸出しが行われており，継続的な実施が必要である。



○ブルーシートの設置による景観阻害



○ゴザの貸し出しによる景観への配慮



○ロープ柵設置による根系への踏圧対策

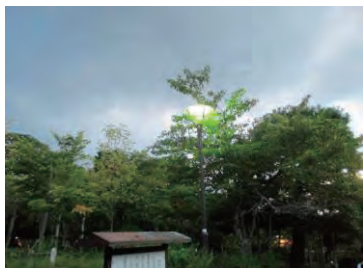
- ・ 6-d 四条・祇園界限から，知恩院や清水寺等の各方面への分岐点に当たるため，広域誘導と集散の場として，適切な情報案内と休憩ができる機能も必要である。
- ・ 6-e ひょうたん池周りでの利用が中心であることから，山麓部や市民の森の魅力の紹介やイベントの開催など回遊性を高める方策が必要である。
- ・ 6-f 来園者の増加に対応した適切な誘導や警備対策，ゴミ処理等の対策が必要である。
- ・ 6-g バリアフリー等への対応など，新たな動線のニーズに向けた対応が必要である。



○バリアフリー動線

(7) 夜間利用への対応状況

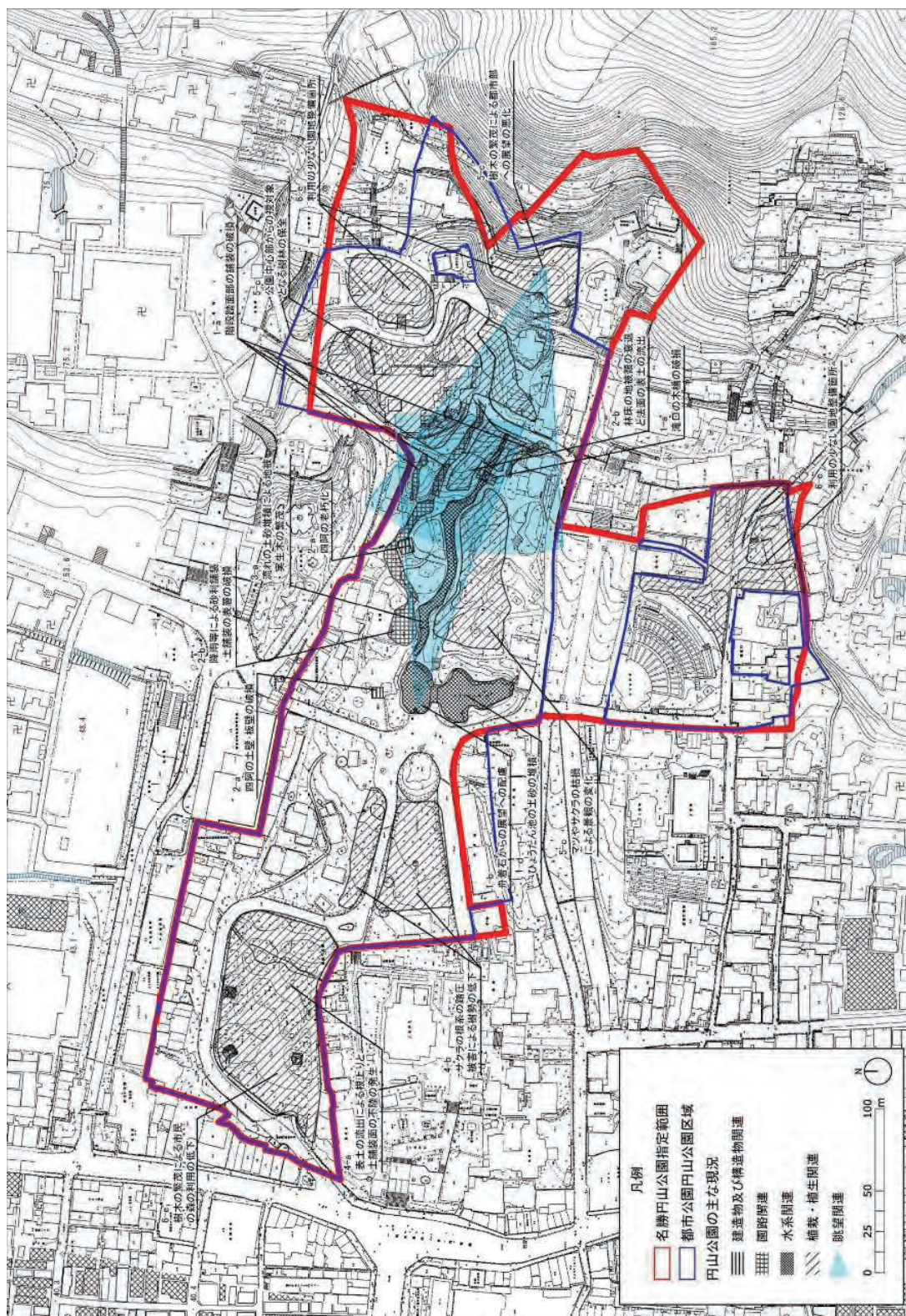
- ・7-a 園内での夜桜鑑賞のほか，周辺の寺社でのイベントが増加していることから，夜間の利用実態の把握が必要である。
- ・7-b 夜間利用の促進を踏まえ，夜間の安全性の向上に向けた検討が必要である。



○ポール灯の設置



○フットライトの設置



別添資料 5 現状変更等に関する法又は省令等

名勝の保護に当たっては、文化財保護 125 条以外にも法又は省令等が定められている。ここでは、保存管理計画に直接関係すると考えられる法又は省令等の要約を列挙し、概説する。

（１）記念物の指定地域における標識等の設置基準の概要

記念物の指定地域内において標識を設置する場合は、石造とし、特別の事情がある時は、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げられない。

説明板の設置に当たっては、平易な表現を用いて記載するものとし、地域の定めがないなどの場合以外は、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

標柱及び注意札は、特に必要があるときは、当該の場所若しくは物件を表示する標柱又は物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする、

境界標は、石造又はコンクリート造とする。

以上に定められるもの以外の、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所等の必要事項は、記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 第 1 条～第 6 条）

（２）記念物の滅失、き損等の届出の概要

記念物の全部又は一部が滅失、き損、若しくは衰亡、亡失した場合は、所有者もしくは管理責任者、管理団体の者は、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（文化財保護法第 118 条、第 120 条及び第 172 条第 5 項で重用する法 33 条の規定、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出書等に関する規則第 6 条）

（３）復旧の届け出の概要

記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、現状変更許可を受けなければならない場合等を除いて、文化庁長官に届け出なければならない。

（文化財保護法第 127 条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届け出書等に関する規則）

（４）維持の措置の範囲の概要

記念物において、その価値に影響を及ぼすことなく現状に復するとき、又は衰亡している場合にき損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき、その一部がき損又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するときは、現状変更について許可を受けることを要しない場合に当たる。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則）

（５）現状変更の許可に関する文化庁長官の権限に属する事務の権限移譲の概要

法 125 条の規定による現状変更の一部については、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。その内容は、条件付きで、工作物の設置、改修若しくは除却、道路の舗装もしくは修繕、埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、木竹の伐採等である。

（※文化財保護法第 184 条，※※文化財保護法施行令第 5 条）

※文化財保護法第 184 条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

※※文化財保護法施行令第 5 条（第 1 ～ 3 項省略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあっては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

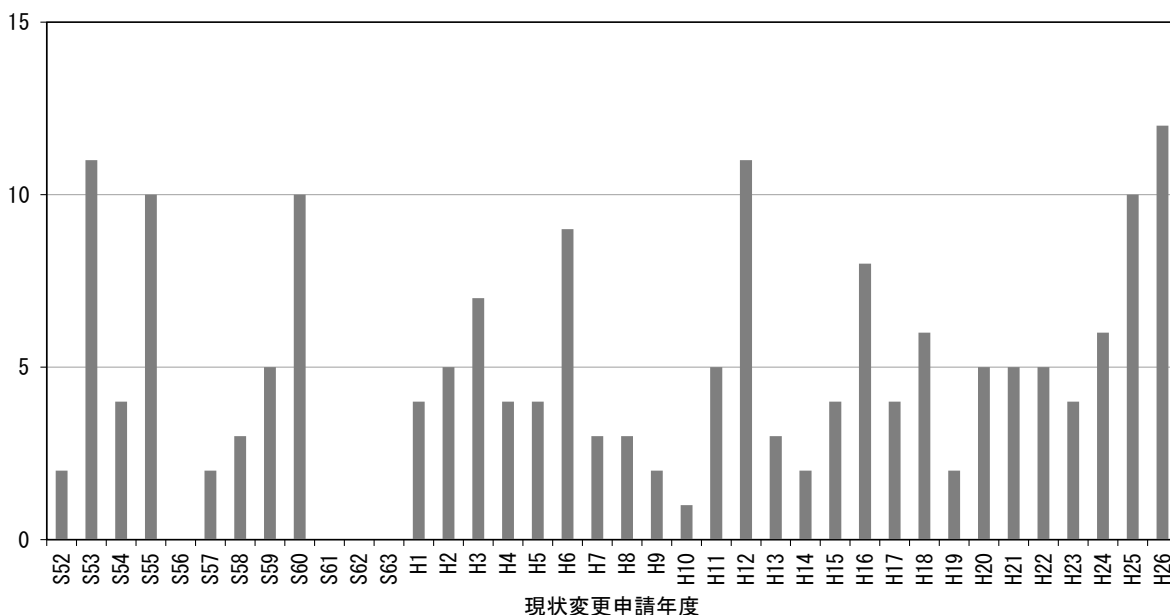
別添資料 6 名勝指定範囲内における現状変更等の実態

京都市が保存している昭和 52 年度（1977）から平成 26 年度（2014）にかけての名勝円山公園における現状変更申請書を根拠に、名勝円山公園内における現状変更等の実態は以下のとおりである。

（１）現状変更申請の内容にみる現状変更の行為者と行為

昭和 52 年度（1977）から平成 26 年度（2014）までの 33 年間では、名勝円山公園では計 181 件の現状変更が申請されている。なお、現状変更申請の受付が確認されない年度（昭和 56 年度（1981）、昭和 61 年度（1986）～昭和 63 年度（1988））等もあるため、名勝指定範囲内において実際に行われた現状変更は、申請件数以上であること推測される。

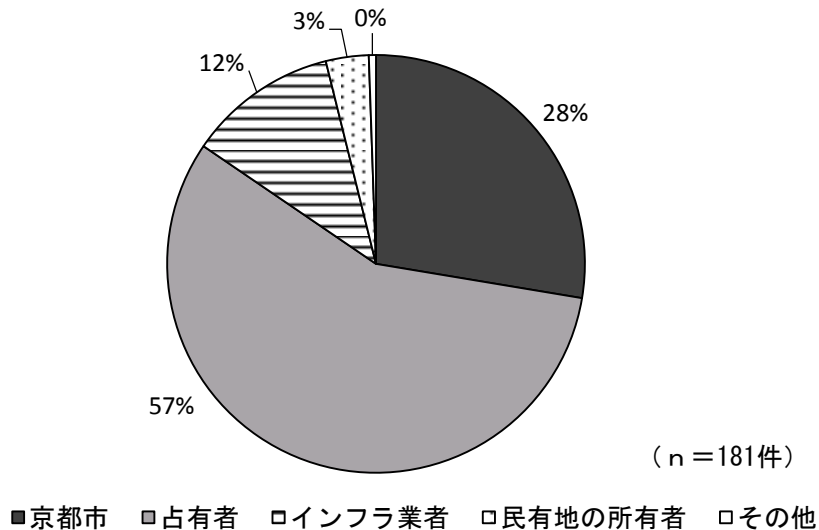
現状変更申請件数（単位：件）



出典：京都市資料より作成

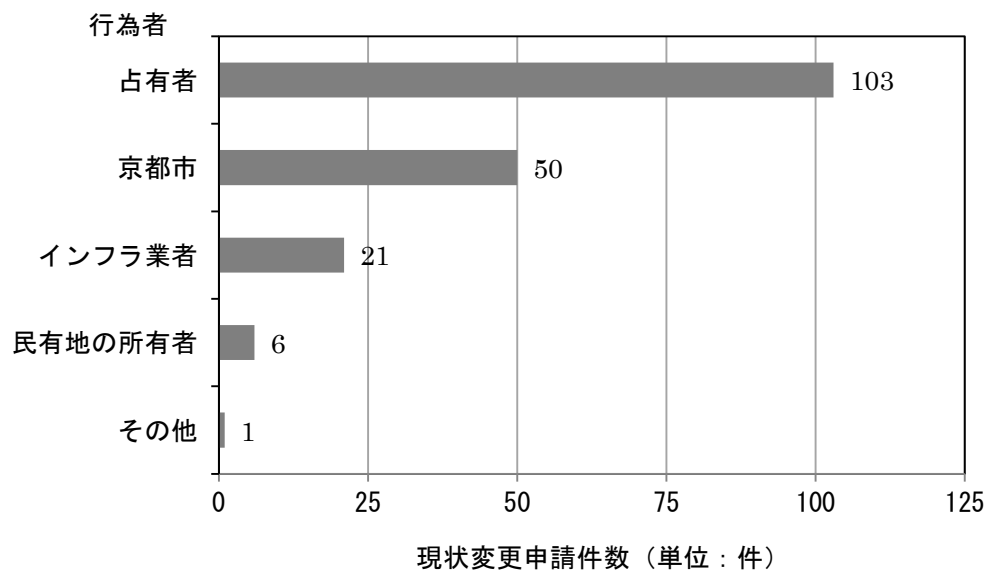
図 10 現状変更申請件数の推移（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））

名勝円山公園における現状変更の行為者は、現状変更申請の申請状況に基づく、同公園を所管する京都市、便益施設利用者や露店等の同地を占有する占有者（以下「占有者」という。）、公共インフラ施設に関する業者（以下「インフラ業者」という。）、民有地の所有者に区分できる。占有者が最も多く、次いで、京都市、インフラ業者からの現状変更申請が多くなっている。



出典：京都市資料より作成

図 11 行為者別の現状変更申請件数の割合（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））



出典：京都市資料より作成

図 12 行為者別の現状変更申請件数（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））

表 1 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（京都市）

構成要素の区分	行為の内容	実施区域	実施年度
水系	給水管の新設・敷設替	全域	(S55)
	園池等整備		(S58)
植栽・植生	植栽管理施設（給水管）の設置		(S55)
	危険木の伐採		(H16)
建造物	音楽堂の客席及び出入口整備	音楽堂 周辺	(H2)
	音楽堂の屋根葺き替え		(H23)
	音楽堂出入口への表示板の設置		(H26)
公開活用施設	案内板・注意板等の設置	全域	(S53, H12)
	園路の整備		(S53, 55, H16)
	照明灯の新設・建替		(S53, H13, 15, 16)
	階段の補修		(S53, H16)
	四阿の新築		(S57)
	舗装の敷設替		(H3)
	照明灯・埋設電線の取り替え		(H12)
	電柱類の地中化工事		(H17)
休養・便益施設	公衆便所配管工事		(S53)
	公衆便所の改築，建替		(S54, 59, H1, 7, 9, 18)
	建物増改築		(S53, 60, H12, 13, 21)
	四阿の建替		(S53, H6)
	藤棚の建替		(H12)
維持管理施設	耐震性貯水槽の設置		(S53)
	側溝・暗渠等排水施設の整備		(S53, 55, H11, 12, 13, 22)
	塀及び門の撤去・改修		(H12)
	車止め交換		(H12)
	フェンスの設置		(H12, H16)
	ゴミ集積場の集積場除却		(H12)
	埋設管の改修		(H21)
	公園管理事務所内における土留め		(H22)
その他構造物	時計塔設置		(S60)

出典：京都市資料より作成

表 2 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（占有者）

占有者区分	構成要素の区分	行為の内容	実施区域	実施年度
露店	休養・便益施設	仮設売店の設置	祇園枝垂桜周辺他	毎年
興行者	公開活用施設	行催事に伴う照明施設の設置		(H24)
	休養・便益施設	都をどり雪洞設置		毎年
		芸術祭典に伴う芸術作品の仮設		(H3)
		舞台等工作物の設置		(H14, 15)
		京都・花灯路事業実施に伴う仮設物の設置		毎年
便益施設 利用者	休養・便益施設	店舗等の建物の増築・改築・建替	便益施設区域等	(S54, 58, 59, 60, H2, 3, 4, 5, 8, 25)
		売店仮設		(S55)
		防火水槽埋設		(S55)
		建物撤去		(S60)
		便益施設の仮設		(H1)
		腰掛待合の新設		(H24)
		店舗玄関の土間改修		(H25)
		建物の新築		(H25)
		井戸の新設		(H26)
		舗装の改修		(H26)

出典：京都市資料より作成

表 3 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（インフラ業者）

構成要素の区分	行為の内容	実施区域	実施年度
維持管理施設	既設ガス管の新設、布設替	全域	(H11, 18, 26)
	ガス低圧管の撤去		(H20)
	ガス管の修繕用機械の出入用開口部の掘削		(H25)
	電路入替		(H11)
	配電機器の取替・設置		(H25)
	電柱の建替		(H25)
	電柱支線の新設		(H25)
	電柱の新設		(H26)
	上下水道施設の修理、取り替え		(H2, 3, 6, 24)
	上水道の新設		(H4, 17)
	マンホールの改修		(H24)
	携帯電話設備の設置		(H22)

出典：京都市資料より作成

表 4 名勝円山公園指定範囲内の民有地における現状変更行為（民有地の所有者）

構成要素の区分	行為の内容	実施区域	実施年度
構造物	石垣修理	圓山山麓	(H6)
建造物	建物改築		(S53, H4)

出典：京都市資料より作成

現状変更申請の申請状況に基づくと、名勝円山公園における現状変更等の実態として、行為者とその内容及び実施年度から、以下のことが明らかとなった。

名勝円山公園の管理者である京都市は、公園施設の新設や補修改修、撤去等、多様な内容の行為を断続的に行い、地形や構造物等、風致景観に直接的な影響を与えている。

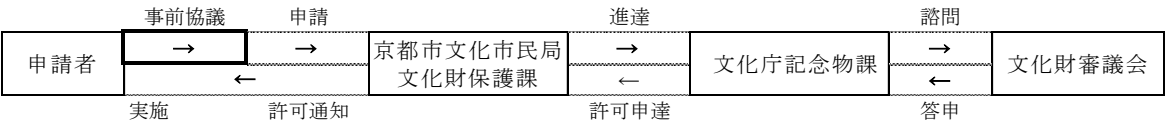
一方で、最も多く申請されている占有者による現状変更は、年末年始や花見の時期など、露店及び興行者による期限を区切った仮設構造物の設置が大半を占めており、毎年行われる行為であるが、風致景観への影響は短期的なものである。なお、占有者のうち、便益施設利用者により、地形や建造物等、風致景観に直接的な影響を与える行為も一部ある。

インフラ業者による現状変更は、電気、ガス、上下水道共に、経年劣化に伴う取替や修理等、定期的に行われている。また、新設も頻度は少ないが行われている。維持管理施設についての現状変更であるため、風致景観への影響は大きくない。

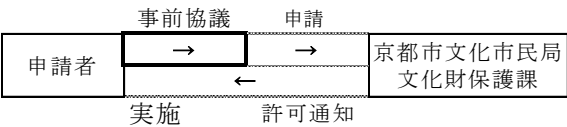
民有地の所有者による現状変更は、安養寺と長樂寺で行われたものであり、境内で行われているものであるため、その性質上、風致景観への影響は大きくない。

別添資料 7 現状変更の手の続のフロー図

■文化庁長官が直接許可する現状変更

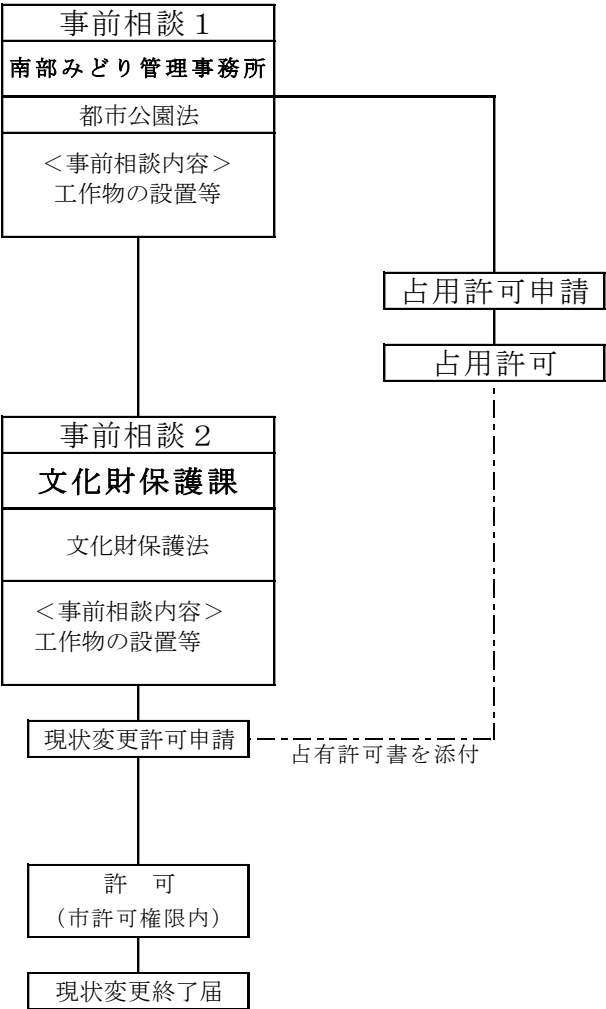


■市に許可権限に属する事務が移譲されている範囲の現状変更



※事前協議の段階で許可に値する内容となるよう協議を行う。

図 13 現状変更申請から許可までの標準的な過程



※上記の手続きの流れは一例であり、必ずしもすべての手続きが必要であるとは限らない。
 ※※また、建築物によっては、手続きを取ることができない場合もある。

図 14 現状変更の手続きのフロー図（占有者（露店，興行者））

